

第23回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年6月10日(金) 午後2時00分から午後4時00分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室301

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 18名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	19	北田 耕平	委員	8	松下 富男
副会長(会長職務代理者)	18	西田 くみ子	委員	9	奥村 喜美子
委員	1	緩利 哲治	委員	11	田村 正弘
委員	2	林田 清光	委員	12	田井中 勲
委員	3	田畑 啓之助	委員	13	福井 幸生
委員	4	保井 章	委員	14	今井 百合
委員	5	林 廣美	委員	15	川村 克己
委員	6	伴 慎也	委員	16	寺田 勝典
委員	7	小倉 剛	委員	17	瀧井 和雄

5. 欠席委員 議席10番 中島 準一 委員

6. 議長 議席19番 北田 耕平 会長

7. 議事録署名委員 議席11番 田村 正弘 委員
議席12番 田井中 勲 委員

8. 総会

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

- 議案第105号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第106号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第107号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第108号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による甲賀農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第109号 甲賀市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」一部改正（案）について
- 議案第110号 「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）」について
- 報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について

6) 報告事項

- 農地利用最適化推進委員会及び意見書検討委員会報告事項
- 意見書検討委員会報告事項
- 広報編集委員会報告事項
- 事務局報告事項

7) 閉会

9. 事務局出席者（4名）

事務局長	大谷 茂
局次長	村田 浩司
局長補佐	福田 悟司
係長	谷川 智彦

10. 会議の概要

事務局長 総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議長 それでは議事の進行をさせていただきます。
総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は、議席10番中島準一委員の1名で、遅参、早退の届出はございません。よって、ただ今の出席委員は18名で、法定定足数に達しておりますので、開会を宣言します。

続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席11番田村正弘委員と、議席12番田井中勲委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

議長 それでは議事に入ります。
最初に、議案第105号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
4条調書、整理番号1について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第105号、整理番号1について説明します。議案書は2ページ、参考図は1ページ、2ページ、土地利用計画図は3ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地で、申請地を駐車場にするための申請です。

申請によると、自己所有の駐車場がないこと、自宅で営んでいる美容院の来客用駐車場がないことから、農地の一部を自家用及び来客用の駐車場として利用されます。転用しない残りの箇所については耕作を継続される予定であり、耕作、および、農機具の利用に影響のないように、転用部分を碎石にて整地されます。農地箇所との境界付近は、碎石が流出しないよう緩やかな勾配で仕上げられること、雨水は、地下浸透による処理とされることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 4条調書、整理番号1については、議席8番松下委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号8番松下です。

許可申請の現地を倉田推進委員とともに、4月10日に確認し、申請人から聞き取りを行いました。その結果、当該申請地は登記簿上の地目は田で、現状も田

であります。現在、地元の北内貴営農組合が、転作作物の麦を作付けしています。申請人は、以前から自宅の敷地内に家族の駐車スペースがなく、また、配偶者が店舗を営んでいる関係から、来客用の駐車スペースの確保ができないことから、近隣で借用していました。この状況を改善するため、少し離れた自己所有地の田の一部を駐車場に転用して、ここに家族および来客用の駐車場を確保するため、転用許可を申請したものです。雨水等の排水は、自然浸透で、周辺農地への影響はないものと思慮されます。以上から、当該土地の利用目的等は特に問題もなく、本申請は許可することが妥当であると認めます。ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

議 長 続いて、区域番号5倉田推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号5倉田です。

4月10日に松下農業委員と現地を確認しました。申請地は、集落に隣接しており、農地利用の最適化推進に支障がありません。ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号1について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号1については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号2について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号2について説明します。議案書は3ページ、参考図は4ページ、5ページ、土地利用計画図は6ページです。申請地は、市街化調整区域内の第2種農地です。申請地に太陽光発電施設を設置するための申請です。

申請地は第2種農地ですが、他の候補地と比較して用地選定を行われており、ほかに適当な代替地が見つからなかったことから、やむを得ないと考えられます。

計画によると、太陽光パネル63枚、パワコン2セットを設置、発電設備として

の発電出力は9.9キロワットとなっています。造成工事は、除草、整地程度で、雨水排水は、既設水路へ放流されます。隣地に、耕作されている農地はなく、転用による周辺農地への被害はないものと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。発電事業に関しては経済産業省の認定済みで、事業に要する資金は自己資金とされています。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 4条調書、整理番号2については、議席1番緩利委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号1番緩利です。

当該地は、申請者が市外在住ですが、申請地の北側に実家があり、通いながら田を耕作されています。申請箇所はフケ田で、到底農地、田として耕作するには向かないひどく泥深い状態で、管理ができかねるため、太陽光発電施設の設置を申請したいと話がありました。周辺農地との関係がなく、そこだけ隔離されています。太陽光発電施設設置において問題なく、許可相当と考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。以上です。

議長 続いて、区域番号22清水推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号22清水です。

上からの垂水によりフケ田になっており、機械による刈り取りが特にできないこと、また、高齢のため耕作できないため、太陽光発電施設設置の申請確認をしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、整理番号2について採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号2については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号3について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号3について説明します。議案書は3ページ、参考図は7ページ、8ページ、土地利用計画図は9ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。

申請地を倉庫および庭とするための申請です。新たな造成工事はなく、雨水排水は道路側溝に放流されます。隣地に、農地はなく、転用による周辺農地への被害はないと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 4条調書、整理番号3については、議席11番田村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号11番田村です。

5月11日、現地にて申請者と森地推進委員と私で、現地確認と話を伺いました。申請者の父が建てた倉庫として利用していた場所が、農地転用の手続きが行われていないことが判明しました。近く、母屋の前、倉庫と庭の場所に、家族が離れを建てる計画もあり、現状と異なった地目を修正するため、農地転用許可を申請されました。目的は妥当であり、許可相当と考えます。若い人たちがこの地に住居を構えられることは嬉しいことであり、地元の承認も得られています。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号29森地推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号29森地です。

現在、畑地と既存の倉庫が建っておりますが、近く、家族が帰って来られ、離れを建てる計画とのことで、問題はないと思われまます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号3について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号3については、許可とすることに決定いたします。
議案第105号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第106号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議
について」を議題といたします。
5条調書、整理番号11について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第106号、整理番号11について説明します。議案書は4ページ、参考
図は10ページ、11ページ、土地利用計画図は12ページです。申請地は、非線
引き都市計画区域内の第1種低層住宅専用地域にあり、第3種農地です。

申請内容は、太陽光発電所、駐車場、事業所を目的とする、農地の交換です。今
回の申請地は駐車場用地となりますが、周辺の農地について令和3年3月の総会に
て太陽光発電所、駐車場、事業所とするための農地法第5条の許可を決定してい
ること、その周辺の土地と一体的に利用する事業であることから、申請の目的は前回
と同様、太陽光発電所、駐車場、事業所とされています。申請によると、土地の交
換によって、両者の所有する土地の境界線を直線的にでき、土地の有効活用に資す
るものであるとされています。隣地に、耕作されている農地はなく、転用による周
辺農地への被害はないものと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得ら
れております。事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たし
ていると判断しました。以上です。

議 長 5条調書、整理番号11については、議席3番田畑委員、説明をお願いします。
す。

担当農委 議席番号3番田畑です。

譲渡人、譲受人ともに、この土地に駐車場を計画されておりましたが、進入路
を考えると、複雑な境界であり、何とか直線にできないかと思っておられまし
た。双方が隣接する土地を交換することで、両者が駐車場として使い勝手がよ
くなると同意され、申請となりました。なお、整備面では、少々段差が生じま
すが、コンクリートの土留め壁を設置し、土砂が隣地に流れないようにされ、さ
らに雨水対策は、既存駐車場の排水路から市道の配水路に放流され、周辺に被害
を及ぼすことはありません。また、隣地承諾および地元農業改良組合の同意も得
られています。5月10日、綾戸推進委員と譲渡人とともに現地を確認し、農地利

用最最適化の点と、総合的な判断をした結果、許可相当と思われます。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議 長 続いて、区域番号17綾戸推進委員が欠席ですので、事務局から意見書の朗読をさせます。

事 務 局 本案件は、譲受人、譲渡人両者にとって今後便利に、また有効利用ができるよう、土地交換ということに至りました。何ら問題なく許可相当と考えられることを報告いたします。なお、現地確認は5月10日に行いました。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号11について採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号11については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号12について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号2について説明します。議案書は5ページ、参考図は13ページ、14ページ、土地利用計画図は15ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の第3種農地です。

申請内容は、露天駐車場を目的とする、農地の売買です。平成30年12月には申請地を駐車場とする目的で農地法第5条の許可が出ていますが、実行されていません。許可後に申請者からの取り下げはできないことから、許可の空振りという扱いになっています。

計画によると、申請地南に隣接する土地及び建物を購入し、申請地を駐車場として、一体的に利用されます。表土を搬出し、整地用土砂、碎石にて造成されます。隣地に農地はなく、転用による周辺農地への被害はないと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たし

ていると判断しました。以上です。

議 長 5条調書、整理番号12については、議席9番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号9番奥村です。

5月6日に、申請者とともに現地確認を行いました。売却される母屋の裏にあり、5年前までは家庭菜園として利用されていました。現在は、お住まいが町外のため管理ができなく、今後、駐車場として使われます。隣接者の同意も得ておられ、何が問題なく許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号19橋本推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号19橋本です。

現在は、不耕作地となっております。周りにも農地もないことから、農地の集積、農業の振興等に何ら影響のないものと考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 **【質問等なしの声】**

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号12について採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号12については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号13について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号13について説明します。議案書は5ページ、参考図は16ページ、17ページ、土地利用計画図は18ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の第3種農地です。

申請内容は、戸建住宅を目的とする、農地の売買です。計画によると、建築面積

109.93平方メートル、延面積135.59平方メートルの戸建住宅を建築されます。建ぺい率は44.14%です。造成は、表土鋤取り、整地程度で、隣地との境界はブロック積みを施工され、雨水排水は道路側溝へ放流処理されます。以上のことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。事業に要する資金は借り入れとされ、金融機関からの書類にて確認しています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 5条調書、整理番号13については、議席9番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号9番奥村です。

譲渡人は、耕作しておりませんが、草刈など管理はされておられます。譲受人は自分たちに合う環境の良い場所と判断され、ここに新居を建てられます。周辺に耕作されている農地はありません。許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号20中村推進委員が欠席ですので、事務局から意見書の朗読をさせます。

事務局 当該地については、長年にわたり不耕作地であり、金への農地の影響もなく問題なしと考えます。現地確認は5月1日に奥村農業委員と行き、重ねて問題ないことを確認しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号13について採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号13については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号14について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号14について説明します。議案書は6ページ、参考図は19ページ、
20ページ、土地利用計画図は21ページです。申請地は、市街化調整区域内の第
2種農地です。

申請内容は、住宅敷地に隣接する農地を、駐車場及び庭とする目的の、農地の売
買です。申請地は第2種農地ですが、宅地と一体利用するものであることから、用
地の選定はやむを得ないと考えられます。申請地は、法施行前の道路部分と高低差
8メートル程度の法面が大部分であり、計画によると、前面道路沿いに駐車場を整
備し、上の段は庭として家庭菜園等にも利用されます。隣地に農地はなく、転用に
よる周辺農地への被害はないものと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意
は得られております。事業に要する資金については、申請地だけでなく住宅、裏山
を含めての土地・建物の購入費であり、全額借り入れによるもので、金融機関から
の書類にて確認しています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たし
ていると判断しました。以上です。

議 長 5条調書、整理番号14については、議席11番田村委員、説明をお願いします。
す。

担当農委 議席番号11番田村です。

5月11日に、現地にて譲渡人と森地推進委員、私で現地確認を行いました。
譲渡人であるご夫婦は高齢になられ、体も不自由であり、また土地の管理も大変
である中、市外に住んでおられる家族から同居の誘いあり、土地を整理し、売却
する手続きに入ったところ、農地転用の手続きが済んでいない土地があり、顛末
書とともに申請されました。譲受人は、駐車場、庭として利用される予定です。
転用目的に問題はなく、妥当と考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
以上です。

議 長 続いて、区域番号29森地推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号29森地です。

今月に、市外にお住まいの家族の所へ行かれるので、土地の整理をしなくては
ならず、また、問題も発生しない条件ですので、妥当と考えます。ご審議のほど
よろしく願いいたします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問
等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号14について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号14については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号15について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号15について説明します。議案書は6ページ、参考図は22ページ、
23ページ、土地利用計画図は24ページです。申請地は、都市計画区域外の第2
種農地です。

申請内容は、広告物の設置用地を目的とする、農地の売買です。申請地は第2種
農地ですが、申請地の前面の県道沿いで、国道307号までの間で候補地を検討さ
れたところ、看板だけでなく、製品見本も並べることができる用地として、ほかに
適当な代替地が見つからなかったことからやむを得ないと考えられます。申請者は
陶器製造販売の会社を経営しており、事業繁栄のため土地利用計画図にあるよう
に、立て看板と、製品見本を並べられる計画です。現状地盤を利用し、雨水は地下
浸透とされています。隣地に、耕作されている農地はなく、転用による周辺農地へ
の被害はないものと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られており
ます。事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たし
ていると判断しました以上です。

議 長 5条調書、整理番号15については、議席12番田井中委員、説明をお願いします。
ます。

担当農委 議席番号12番田井中です。

5月1日に、大西推進委員と地元農業組合長と私の3名で現地を確認し、譲受
人から転用申請理由を伺いました。譲受人は陶器の製造業を行っており、特に現
在は陶器製浴槽の製造販売に力を入れておられます。そのため、比較的交通量の
多い県道大津信楽線に面した休耕地を取得し、ここに主に陶器製の浴槽をイメー
ジした広告看板を設置されます。また現物の浴槽の展示や、植木の植栽も計画さ
れていることから、現状の雑草が繁茂した休耕地より景観面では良くなるものと

考えられます。雨水は、自然浸透処理とされており、周辺農地への影響はないものと考えられ、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号40大西推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号40大西です。

5月1日、説明を受けました。地目は田で、現況は不耕作地で、主要な地方道大津信楽線と大戸川の間にあり、隣地に農地はなく、陶器産業を営む譲受人が陶器の浴槽を販売目的として、広告物の設置用地に変更したいとのことでした。現地は道路と高さが同じくらいで水利条件も悪く、耕作地としては恵まれず、周辺に悪影響を及ぼす土地でないことから、問題ないと思われま。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺ひします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号15について採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号15については、許可とすることに決定いたします。
議案第106号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第107号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第107号について説明します。議案書は7ページからです。
今月の決定は2件で、借り手・貸し手と農用地の所在、面積、期間等については、利用権設定等の明細のとおりです。
8ページの利用権等設定総括表をご覧ください。貸借権の設定の面積は6,560平方メートルです。また、借り手の農地台帳による経営状況は、10ページのとおりです。

以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 　ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 　【質問等なしの声】

議長 　ご質問等も無いようですので、議案第107号について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。
よって、議案第107号については、本日付けをもって、市へ決定する旨の通知をいたします。
議案第107号については、以上であります。

議長 　続きまして、議案第108号「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による甲賀農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 　議案第108号について説明します。議案書は11ページから14ページです。

また、対象地の位置、土地利用計画は別冊の資料にてご確認ください。

農用地区域内の農用地等の変更は、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないこと、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に影響を及ぼさないこと等の要件について農業委員会の意見を聴くこととされています。

今回の変更箇所は6件で、土地の所在・面積、変更の理由等については、13ページのとおりです。計画書によると、番号1、図面番号A1は駐車場及び工場用地を目的とした変更です。変更後の農地種別は、農地転用可能な第3種農地になると考えています。

番号2、図面番号B3は、農用地の要件を満たさないための除外です。

番号3、図面番号B4は、駐車場を目的とした変更で、この地域で昨年度に工場、駐車場で農地転用許可をした事業所が、代替地の検討をされた上で、用地選定をされています。

番号4、図面番号B5は、自己用住宅及び木材工房を目的とした変更となって

います。変更後の農地種別は、農地転用可能な第3種農地になると考えています。

番号5、図面番号D6は、自己用住宅及び資材置き場を目的とした変更で、代替地の検討をされた上で、用地選定をされています。

番号6、図面番号D7は、認定こども園を目的とした変更です。

合計、23,371平方メートルの農用地除外の計画変更案です。以上です。

議長 　ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 　【質問等なしの声】

議長 　ご質問等も無いようですので、議案第108号について採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。

よって、議案第108号については、市へは、やむを得ない旨の通知をいたします。

議案第108号については、以上であります。

議長 　続きまして、議案第109号「甲賀市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」一部改正（案）について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 　議案第109号について説明します。議案書は15ページから20ページです。

現行の指針は平成29年4月1日に制定され、令和4年度末までを期間として策定されています。提案の一部改正案は、今般、農水省経営局長通知のあった農業委員会による最適化活動等についてのガイドライン発出により、現行との目標設定等において相違が発生し、整合を図るための改正です。

参考資料として配布しております、指針の現行改正案の対照表と注釈により説明をいたします。この参考資料は、対照表の右側が現行、左側が改正案としております。改正部分は、赤字および下線のある箇所、注釈は青地で記載しております。

2ページをご覧ください。「第1 基本的な考え方」について、担い手の集積・集約化の数値目標については、現行では農水省の地域の活力創造プランに基づくものでしたが、改正案では、滋賀県が策定した「農業経営基盤の強化の促進

の関する基本指針」に基づき、10年後の目標を75%に設定します。

次に、3ページをご覧ください。「第2 具体的な目標と推進方法」の「1 遊休農地の発生防止・解消について」「(1)遊休農地の解消目標」で、令和5年4月の目標を、遊休農地218ha、その割合を4.1%とします。3ページから4ページの注釈について、令和2年4月の中間年の現状の根拠、令和5年4月の目標根拠について説明を記しています。

4ページの目標設定の考え方では、新たに「a 緑区分の遊休農地の解消」として、令和3年度の調査で判明した緑区分の遊休農地は5年間で解消とし、「b 黄区分の遊休農地の解消」は、県、市、中間管理機構と協議し、解消のための工程表を策定するとしています。

5ページの「(2)遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法」では、「③ 非農地判断」において、荒廃農地の情報を精査・確認、非農地通知などの適正な事務を行うことを加えました。

7ページの「(1)担い手への農地利用集積目標」については、令和5年4月の目標を集積面積2,367ha、集積率46.4%とします。この目標設定の考え方は、8ページに記してありますが、これまでは、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」で70%としていたものを、令和13年度末までに75%とする目標にします。

10ページの「3.新規参入の促進について」、新規参入者数、新規参入者取得面積の目標値の改正はありませんが、目標設定の考え方として、平成30年度から令和5年度まで6年間とするとの説明を加えました。以上です。

議 長 　ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

議 長 　川村委員。

川村委員 　議席15番川村です。

1点目は、資料の4ページの目標の設定の考え方の、b黄区分の遊休農地の解消で、県、市、農地中間管理機構と協議し、解消のための工程表を策定するとありますが、具体的なイメージがあれば教えていただきたい。2点目は、5ページの非農地判断について、どのように展開されていくのか教えていただきたい。

議 長 　事務局。

事 務 局 　まず1点目についての黄区分における工程表については、次の案件の令和4年度の目標設定等についての中で計画に上げており、後に説明いたしますが、方針を示すこととなっており、いつ、どのような調査をし、中間管理機構と協議し、どのような対応策をとるのかという内容について目標設定しています。

2点目の非農地判断については、国の考え方を踏襲しているのですが、今後、市長部局の農業振興課と連携しながら進めていきます。

事務局長 補足説明させていただきます。工程表について、今般の農地関連法改正の関係もあり、中間管理機構の役割が大変重要となってきます。その中で、具体的に工程表を作成し進めていくよう国も示しています。

非農地判断については、守るべき農地を明確化するという考え方については、大きく何ら変わるものではありません。改正案では、非農地判断を進めるにあたり、具体的に踏み込んだ形で、実際に行動に移すとの文言の表記を変更しており、運用については、国の示す運用、また、滋賀県の各市町、県農業会議において調整がされる中、実際にこの守るべき農地を明確化する、非農地判断に踏み込んでいくとの文言修正を行っています。

議 長 川村委員。

川村委員 非農地判断については、今まで国も非常にあまり踏み込んだ形ではなかったと思うのですが、これからはやりやすくなるようなイメージでしょうか。

議 長 事務局。

事務局長 国が示していますのは、農業委員が3名以上で現地の状況調査をし、明らかに森林の様相を呈し、農地としての利用が不可能である場合には、非農地判断をしてもよいとされていますが、ただその点については、滋賀県農業会議では、地権者、所有者との同意を図りながら、慎重に進めていくこととされており、運用手順の詳細について現在、まとめているところです。

議 長 よろしいですか。

川村委員 はい。

議 長 他にご意見、ご質問等ございませんか。

議 長 保井委員。

保井委員 議席4番保井です。

今回、ものすごく踏み込んだ形で、非常に喜んでおりますが、防止という観点をもう少し、これから増えていく中で、非農地の解消も必要ですが、それをいかに防止していくか、もう少し甲賀地域として積極的に企業参入を図り、非農地予備軍も解消する形でどんどん進めていただけたらありがたいと思っております。

議 長 事務局。

事務局長 ご意見ありがとうございます。今回、既存の指針を国の方針との整合を図るため、最小限の修正を行うこととしていますが、次年度に向けては、新たに活動方針策定委員会で検討いただくことになっております。それについては、様々な意見等を踏まえ作成していただけるものと考えておりますので、その節は委員の皆様のご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

議 長 よろしいですか。

保井委員 はい。

議 長 他にご意見、ご質問等ございませんか。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、議案第109号について採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、議案第109号については、決定することといたします。
議案書の（案）を消させていただきますようお願いします。
議案第109号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第110号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）」についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第110号について説明します。議案書は21ページから32ページです。

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価は、22ページから29ページまでです。

21ページは、農業委員会の状況について、令和3年4月1日現在での農業の概要と農業委員会の体制について記載しています。

23ページは、担い手への農地の利用集積・集約化について、2の令和3年度

の目標及び実績で、令和3年度の集積目標3,097ヘクタールに対し、集積実績は2,205ヘクタールとなり、達成状況は71.2%となりました。

24ページは、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進について、2の令和3年度の目標及び実績で、参入目標1経営体に対し、実績は4経営体、参入目標面積1ヘクタールに対し、実績は1.5ヘクタールとなりました。

25ページは、遊休農地に関する措置に関する評価について、2の令和3年度の目標及び実績で、解消目標を161ヘクタールとしていましたが、30ヘクタールの増加となりました。また目標の達成に向けた活動実績についても記載しています。

26ページは、違反転用の適切な対応について、毎月の委員パトロールによる早期発見、早期指導を図り、違反転用につきましては、実績は0ヘクタールとなりました。

27ページ、28ページは、農地法等によりその権限に属された事務の点検について、事務的な処理・対応の状況です。

29ページの地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容については、地域農業者からの要望意見で、地域ブロック会議等での意見等を記載しています。また、事務の実施状況の公表等では、意見書の提出について、令和3年度に市長へ提出した意見書の概要を記載しています。

続いて、30ページから32ページは、令和4年度の最適化活動の目標の設定等(案)です。これは、今年度の最適化活動の目標設定を行うもので、今年度から新様式になりました。

30ページの農業委員会の状況について、令和4年4月1日現在の農業委員会の体制や農家・農地等の概要を農林業センサス等データから数値を挙げています。また、統計による甲賀市の耕地面積は5,098ヘクタールです。

31ページの最適化活動の目標の最適化の成果目標について、先の議案の指針の一部改正の中で、担い手への集積目標や、目標設定の考え方でも触れましたが、経営基盤強化の基本的な構想に基づき、令和13年度に集積率を75%にする目標としており、今年度末の集積面積の目標を2,367ヘクタール、集積率を46.43%に設定しました。また、遊休農地の解消において、現状の数値は、昨年度の調査により緑区分247ヘクタール、黄区分20ヘクタール、合わせての1号遊休農地面積は267ヘクタールとなっています。この緑区分の遊休農地の解消においての目標数値を49ヘクタールとしました。これは、先の指針でも説明しましたように、緑区分247ヘクタールを5年間で解消することになりますので、令和4年度の単年では計算上49となります。また、黄区分の遊休農地の解消については、解消のための工程表の策定方針を挙げています。今年度も調査を行い、農地の解消については今後さらに県、市、中間管理機構と協議し、遊休農地解消のための対応策を検討していくことを方針として掲げています。あわせて、前年度に発生した緑区分の遊休農地については、次年度ですべて解消とありますので、39ヘクタールを記載しています。

32ページの新規参入の促進について、②の目標は、注釈※2から、過去3年度の権利移動面積の平均の1割とあるため、今年度、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得て公表する農地の面積は21.6ヘクタールとなります。次に、2最適活動の活動目標は、地域ブロック会議でご意見いただきましたが、国が示すとおり、まずは活動日数を1人当たり月10日に設定しました。活動強化月間の設定については、取組項目を最適化活動の推進、新規参入促進、地域計画推進とし、これらについての意見交換や研修会等を計3回開催する計画です。また、新規参入相談会への参加目標は、2回の目標設定をしました。具体的な内容は未定ですが、県また県農業会議等が開催する新規就農の相談会や研修会等への参加をお願いします。

以上は、国のガイドラインに基づいた計画また計画数値を甲賀市の計画（案）として作成し、総会に諮らせていただきました。

議長 　ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等ございましたら、お伺いします。

議長 　田畑委員。

田畑委員 　議席3番田畑です。
新規参入について、やはりPRをしていかななくてはならないと思いますが、計画案はありますか。

議長 　事務局。

事務局 　新規参入者の振興については、農業振興課で主体的にされています。JAや市では新規参入者の就農の相談や技術的な相談窓口を設け、新規参入の促進を図っています。農業委員会としては、農業委員の皆様にも新規参入の相談会へ出席いただき新規参入者の思いを聞き、また新規参入の研修会等で、他市の事例や現状を含めて情報を得ていただきたく、計画に挙げました。

議長 　よろしいですか。

田畑委員 　はい。

議長 　他にご意見、ご質問等ございませんか。

議長 　保井委員。

保井委員 議席 4 番保井です。
新規就農について、水稻のみと考えておられるのか、畑作物、野菜その他全体に及んだ新規就農を考えておられるのかお聞きしたい。

議 長 事務局。

事 務 局 現状、傾向としては、野菜を栽培される新規就農者が多いです。

事務局長 昨年度は、いちごの新規就農者もおられましたし、農業振興課にも専門の職員がおりますので、就農前段階から相談をされています。
農業振興課と連携を図り、今後の農業委員会の活動の見える化に対しても、農業委員会として相談会等に参加していくところが原点にあります。地域状況に詳しい推進委員様が一番身近におられますし、その中でどんな農地があるかということも含めて、新規就農者の方に対してのアドバイスにつなげていければと考えていますので、この活動目標には新規参入の相談会や研修会への参加を計画として挙げています。

議 長 よろしいですか。

保井委員 はい。

議 長 他にご意見、ご質問等ございませんか。

委 員 **【質問等なしの声】**

議 長 ご質問等も無いようですので、議案第 1 1 0 号について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。
よって、議案第 1 1 0 号については、決定することといたします。
議案書の（案）を消していただきますようお願いいたします。
議案第 1 1 0 号については、以上であります。

議 長 続きまして、報告案件に入ります。
報告案件 1 「農地転用届出に係る専決処理報告について」、事務局の報告を求め
ます。

- 事務局 報告します。調書は33ページ、参考図は25ページから27ページです。
今月は、農地法第5条の届出が3件です。以上です。
- 議長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。
- 委員 【質問等なしの声】
- 議長 ご質問等も無いようですので、これで審議案件並びに報告案件を終了いたします。
- 議長 続きまして、報告事項に入ります。
最初に、報告事項1「農地利用最適化推進委員会及び意見書検討委員会報告事項」については、事務局からお願いします。
- 事務局 ・地域ブロック会議の結果
- 議長 続きまして、報告事項2「意見書検討委員会報告事項」については、西田委員長からお願いします。
- 西田委員長 ・第7回意見書検討委員会の開催
- 議長 続きまして、報告事項3「広報編集委員会報告事項」については、福井委員長からお願いします。
- 福井委員長 ・第2回広報編集委員会の開催
- 議長 続きまして、報告事項4「事務局報告事項」について、お願いします。
- 事務局 ・経過と予定
・農地利用集積計画に係る利用権設定期間満了報告
・農地パトロール結果
・農地利用最適化推進委員の選任について
- 議長 報告事項は以上です。
ここで総会全体を通じて、ご意見・ご質問がございましたら、お伺いします。
- 議長 ご質問等も無いようですので、以上で総会を終了いたします。